

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 ぱど
代 表 者 代表取締役社長 小澤 康二
(コード番号 4833)
問合せ先責任者 取締役管理統括本部長 小泉 一郎
(TEL 03-5216-9180)

第1回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、2020年4月10日に発行いたしました第1回新株予約権（行使価額修正条項及び行使停止条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の残存する全部を取得及び消却することを2020年6月5日付の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の取得及び消却の理由

当社は、2020年4月10日に株式会社SBI証券を割当先とする第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行っておりますが、2020年6月5日までの第1回新株予約権の行使数は4,130個（413,000株）、行使による払込金額は113,226,100円にとどまっており、当社株価は第1回新株予約権の下限行使価額を上回って推移しているものの、当初、当社が想定していた行使のペースを下回る状況です。かかる行使状況に加え、行使コミット条項が付随していないことを勘案すると、第1回新株予約権は行使期間である2年間での行使完了が困難となる可能性があります。また、日本国内における新型コロナウイルスの拡散、その後の緊急事態宣言発令による経済活動の停滞等の影響により株式市場の今後の展望は不透明になっていることや、日本経済全体に対する先行きの不安感について熟考し、2年間という期間を待たずに早期に資金を確保して取引先に対する信用力を向上させることが重要であると考えに至りました。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大による影響により売上高が減少しており、当該影響が継続すれば今後も売上高の低迷が継続すると見込まれることを受け、一層の資金不足が予想される中で、資金を早期に確保しておく必要があるものと考えております。

上記の状況から、当社は、早急かつより確実に資金を調達できる可能性の高い手法に切り替える必要があると判断したため、本日付の取締役会において、第1回新株予約権を取得・消却の上、新たに第2回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行することを決議いたしました。第1回新株予約権には行使コミット条項や行使促進条項が付されていないため、行使のタイミングは割当先の完全な裁量となること、2020年4月における月間行使数量は発行数の2.6%、2020年5月における月間行使数量は発行数の4.4%程度であったことから、早期の行使完了は困難であるとの判断に至りました。一方、新たに発行する第2回新株予約権については、原則6ヶ月以内に発行数の全部を行使する条項等が付帯しているため、早期の行使完了を見込むことができると考えております。

なお、第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の詳細につきましては、本日付「第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（マンスリー・コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

また、本日公表しております「第1回新株予約権（行使価額修正条項及び行使停止条項付）に係る行使停止期間の指定（延長）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2020年6月5日以降、取得日（2020年6月29日）までの期間にわたる本新株予約権の行使に関する停止指示を行っております。なお、本新株予約権の行使に基づく調達資金113,226,100円につきましては、当社の銀行口座にて全額預金として保管しております。

2. 取得及び消却する本新株予約権の内容

(1) 名称	株式会社ぱど第1回新株予約権
(2) 発行総数	50,000個
(3) 発行価額	新株予約権1個当たり170円
(4) 行使期間	2020年4月13日～2022年4月12日
(5) 行使済の新株予約権の数（株数）	4,130個（413,000株）
(6) 取得及び消却する新株予約権の数（株数）	45,870個（4,587,000株）
(7) 取得価額	総額7,797,900円（新株予約権1個当たり170円）
(8) 取得日及び消却日	2020年6月29日
(9) 消却後に残存する新株予約権の数（株数）	0個（0株）

3. 今後の見通し

本日付「第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（マンスリー・コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、第2回新株予約権を新たに発行することにより資金調達を行うため、本新株予約権の取得及び消却が当社連結業績に与える影響は無いと考えられますが、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上